

喜多方市パートナーシップ・
ファミリーシップ制度ガイドブック



目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは・・・	1 P
2	宣誓できる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 P
3	宣誓の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 P
4	宣誓に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・	4 P
5	宣誓（証明書等）の無効・・・・・・・・・・	5 P
6	相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 P
7	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 P
8	喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に 関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 P

1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

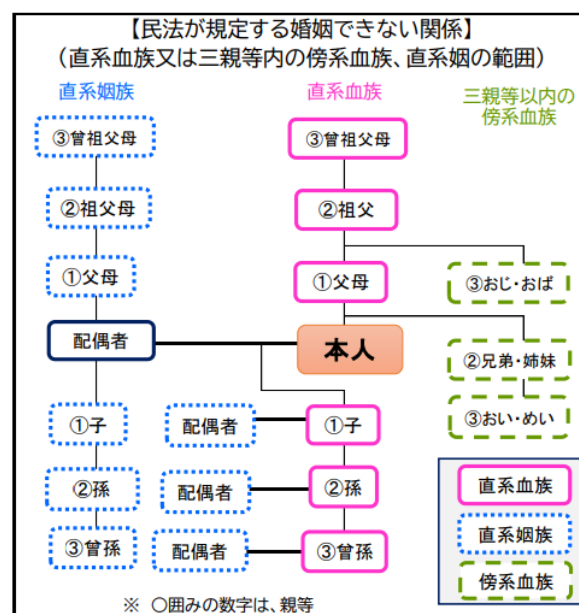
パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは、一方又は双方が性的マイノリティのカップルが、性別等に関わりなく、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束して、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。また、パートナーの一方又は双方のお子さまや親を含めたファミリーシップを宣誓することができます。

本制度は、喜多方市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や権利義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓することで住民票の記載を「縁故者」として記載できる等の行政サービスが受けられるようになります。その他の行政サービスは市ホームページ等で公開しています。

2 宣誓できる方

パートナーシップを宣誓できる方は、次の要件を全て満たす方です。

- (1) 双方が民法第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本市に住所を有していること。
 - イ 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が2週間以内に本市への転入を予定していること。
 - ウ 双方が2週間以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方とも他の者とパートナーシップ又は事実婚の関係にないこと。
- (5) パートナーシップにある当事者同士が民法第734条から第736条までの規定により婚姻を禁止されている関係にないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。



ファミリーシップを併せて宣誓するとき

お子さまや親が次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 本市に住所を有している（単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情により、一時的に市外に住所を有する場合を含む。）又は2週間以内に本市への転入を予定していること。
- (2) パートナーシップにある者以外の者とのファミリーシップの関係にないこと。
- (3) 満15歳以上の子、親等の場合は、ファミリーシップにあることに同意していること。
- (4) 未成年の子の場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一であること。

3 宣誓の手続き

- (1) 宣誓のできる方の要件の確認と、必要な書類の準備
要件をご確認の上、必要な書類を準備してください。（4～5ページ参照）
- (2) 宣誓フォームによる宣誓
原則、ウェブサイトからの宣誓となります。宣誓フォームに必要事項を入力し、必要書類は郵送してください。
※ 宣誓フォームの入力はパートナーシップを宣誓する方二人で行ってください。
※ ファミリーシップを宣誓する場合、「15歳以上の子」及び「親」をその対象とする場合は、それぞれ本人の自署（電子署名）が必要となります。

【郵送先・相談先】

喜多方市役所 企画政策部企画調整課 企画調整班

〒966-8601 福島県喜多方市御清水東 7244 番地 2

電話：0241-24-5209（平日午前8時30分～午後5時15分）

- (3) 宣誓証明書の交付

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が受理された場合、以下の2つの書類を交付し、郵送します。

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第1号）
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第2号）

宣誓証明書

様式第1号（第5条関係）

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

宣誓人 氏名 様 宣誓年月日 年 月 日

氏名 様 氏名 様

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する要綱に基づき、上記の者は、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、本市においてパートナーシップの関係を有することを宣誓したことを証明します。

年 月 日
喜多方市長

次の者は、パートナーシップにある者と互いに家族として協力し合うことを約束し、本市においてファミリーシップの関係を有することを宣誓したことを証明します。

氏名 様 氏名 様

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

宣誓証明カード

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

宣誓年月日 宣誓人

本人 様 パートナー 様

年月日生 年月日生

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓されたことを証します。

交付年月日 喜多方市長

この証明カードは、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを喜多方市長に宣誓されたお二人に交付するものです。

この宣誓により、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生ずるものではありません。この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

ファミリーシップの対象となる者

様 生年月日 様 生年月日

様 生年月日 様 生年月日

4 宣誓に必要な書類等

(宣誓に必要な書類等)

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓フォーム（ウェブサイト）
- 住民票の写し
 - ※ 市外在住の方のみ別途、以下の書類の提出が必要です。
転出証明書または賃貸借契約書の写し等、転入することを予定していることが確認できる書類
(転入後1か月以内に住民票の写しをご提出ください。)
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- 本人確認書類（有効期限内のものに限る）
運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等、本人の顔写真が表示されたもの
- 外国籍である場合は、本国の大使館、領事館の発行する婚姻要件具備証明書等と日本語の翻訳者の氏名が記載された翻訳文
- その他市長が必要と認める書類
(ファミリーシップの宣誓に必要な書類)
- 未成年の子については、生計が同一であることがわかる書類
例) 住民票の写し、申告書の写し

(再交付の手続き)

証明書・証明カードを紛失、汚してしまった場合などは、再交付の申請をすることができます。証明書等再交付申請フォームから申請してください。

- 本人確認書類（有効期限内のものに限る）
運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等、本人の顔写真が表示されたもの

(記載事項に変更があった場合)

記載事項に変更があった場合は、宣誓書記載事項変更申請フォームから申請してください。

- 本人確認書類（有効期限内のものに限る）
運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等、本人の顔写真が表示されたもの

■ 変更を証する書類

氏名の届出に事項に変更があった場合 住民票の写し

- ※ 証明書・証明カードの記載内容に変更があった場合は、証明書等を再交付しますので、証明書等をご提出ください。

(パートナーシップの関係を解消する場合)

パートナーシップの関係を解消する場合は、証明書等返還フォームから申請するとともに、証明書、証明カードを返還してください。

また、次の場合も同様の手続きが必要となります。

- ① 一方又は双方が市外に転出したとき。（一時的な場合を除く）
- ② 一方の死亡後に新たなパートナーとパートナーシップを宣誓するとき、又は婚姻の届出をするとき。
- ③ そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき。

※ パートナーシップの関係を解消する場合や、その他の場合で証明書等を返還した場合、同時にファミリーシップの関係も解消となります。

※ 証明書等の返還の申請を受理した場合、パートナーシップであった方、ファミリーシップであった方の全てに対して、通知します。

5 宣誓（証明書等）の無効

次の場合、宣誓（証明書等）は無効になります。

- (1) 宣誓した内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 一方又は双方が転入予定として宣誓した後、1 か月を経過しても転入を証明する書類を提出しないとき。
- (4) 証明書等の不正使用（複製、改ざん等を含む）や濫用、又は公序良俗に反する使用が発覚したとき。

※ 無効となった場合、証明書、証明カードを返還してください。

※ 無効とした証明書等の交付番号を市のホームページ等で公表します。

6 相談窓口

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する相談やその他の相談について、以下までご相談ください。

【相談先】

喜多方市役所 企画政策部企画調整課 企画調整班

〒966-8601 福島県喜多方市御清水東 7244 番地 2

電話：0241-24-5209（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

7 よくある質問

Q 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度とはどう違うのですか？

A 1 婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除など様々な権利・義務が生じます。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の規定に基づくもので法的な効果は発生しません。

戸籍等の記載は変わりませんが、パートナーシップの関係にあるお二人の住民票が同一の場合は、「同居人」を「縁故者」に変更することができます。

Q 2 対象は同性パートナーだけですか？

A 2 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。

Q 3 パートナーシップとはどのようなことですか？

A 3 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって継続して生計をともに生活している又は生活することを約束した、その一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係をいいます。

Q 4 ファミリーシップとはどのようなことですか？

A 4 パートナーシップの関係にあるお二人、又はどちらかのお子様、親など、ともに家族として協力して暮らしていくことを約束した関係をいいます。

未成年の子の場合は、パートナーのいずれか一方と、生計が同一であることが必要です。

Q 5 子や親も対象とするのはなぜですか？（ファミリーシップの宣誓を併せてできるのはなぜですか？）

A 5 婚姻のできない二人が、その関係性を説明しがたい場面で説明がスムーズに行うことができるように、希望に応じ証明カード等に子や親の氏名も記載し、ファミリーシップの関係であることを証明するためです。

たとえば、一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、市営住宅の入居手続きなどをパートナーが行うことなどが考えられます。

Q 6 子や親の承諾はどのようにとるのですか？

A 6 家族で十分相談していただいたうえで、満 15 歳以上の方については、自署による署名をいただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより可能です。

(満 15 歳未満の方は満 15 歳に達した日以降に申し立てができます。)

Q 7 同居していないと届出はできませんか？

A 7 届出するとき、少なくとも一方又は双方が、市内在住又は 2 週間以内に転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q 8 外国籍の人も利用できますか？

A 8 外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合は、宣誓に必要な書類として、大使館などが発行する配偶者がいないことが確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）に、日本語訳を添付してご提出ください。

Q 9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか？

A 9 日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができません。

Q 10 なりすましなどの悪用をされませんか？

A 10 住民票や戸籍抄本、顔写真入りの本人確認書類等の提出を求めることと、なりすまし等の悪用を防止します。万が一、悪用等が判明した場合は、証明書等を無効とするほか、無効となった交付番号をホームページ等で公表します。

Q 11 どんなサービスが受けられますか？

A 11 市内で受けることができるサービスは市ホームページをご参照ください。

Q 12 証明書や証明カードに有効期限はありますか？

A 12 有効期限はありません。記載事項に変更が生じた場合や、返還する場合等はそれぞれ届出が必要です。詳細は「4 宣誓に必要な書類等」をご確認ください。

Q 13 郵送での手続きはできますか？

A 13 原則としてウェブサイトからの手続きとなります。パソコン、スマートフォン等からお手続きください。パソコン、スマートフォン等からのお手続きが難しい場合は、相談窓口へご相談ください。

Q 14 代理人による手続きできますか？

A 14 代理人による手続きはできません。

Q 15 宣誓に費用はかかりますか？

A 15 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書および証明カードの発行に費用はかかりません。